

議場及び委員会室でのマスクの着用について

- 1 議場又は委員会室の入室者全員（議員、執行部及び一般傍聴者等）に、マスクの着用を認める。
- 2 質疑応答の際、マスク着用のまま発言することを認める。
- 3 なお、着用の判断は、各自に委ねることとする。

【北九州市議会会議規則】

第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りではない。